

## 年休の勤務日5日前発表に対する 裁判所の判断とは？

### 裁判所が採用した二つの前提事実！！

会社は、この間、「需要が急激に高まることが予想される場合に臨時列車を手配する必要性がある」ことに対して「前月25日の勤務指定表の発表から自分の申し込んだ年休の発給発表の5日前の日別勤務指定表の発表までの臨時列車等が合計で704本、追加で必要となった乗務員の合計が590名であった」ことを理由としてきました。

しかし、裁判所は、**一つ目の前提事実として**、会社が主張していた「列車本数と乗務員の合計を平均すれば1日当たりの臨時列車の運転本数は1本未満、追加の要員も1名未満、全5所の運輸所でみれば1日当たりの臨時列車等は0.2本、追加の要員は0.16人」にしかならないこと。

さらに、会社は「乗務員は私傷病等の理由により突発的に乗務が出来なくなる可能性がある」旨を主張してきていました。

さらに裁判所は、**二つ目の前提事実として**、会社の制度として【上記の突発休みのような場合についても「出勤予備」という制度の下で交替要員を確保していたことが認められるから、「5日前にならないと年休か勤務かわからない」という有意な理由にはならない。

また、「他の（会社でもJR東海の新幹線乗務員職場と同様に勤務割りによる勤務シフトを採用する）事業場でも私傷病等で突発的に従業員が勤務ができなくなる事態はJR東海に限らず、等しく発生し得るものであってJR東海に限って5日前にならない」「年休か勤務かわからないことを裏付ける具体的事情は明らかではない。」「5日前の日別勤務指定表発表の発表時までの期間が事業に常に運営を妨げる事由を判断するのに必要な合理的期間内であることは解し難いと言わざるを得ない】

**以上、裁判所は会社の主張をバツサリ切り捨てました。**

**※年休の5日前発表が、合理的期間内でないことは、同じく5日前でないといけない「空白」勤務指定にも当てはまるのではないのでしょうか！？**